笠松運動公園登はん場ご利用について、重要なお知らせ

2022年12月25日

茨城県山岳連盟

1. 笠松運動公園登はん場使用資格・引率資格の有効期間

笠松登はん競技場使用資格証明書並びに引率資格証明書の取り扱いを下記の通り変更致します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 項目 | 現行の記載事項 | 変更後の記載事項　朱記下線部変更 |
| 1 | 注意事項の変更箇所(1) | ３　証明書の更新をする場合は，証明  書に　１，０００円を添えて茨城県山  岳連盟事務局まで送付してください。  （紛失時の再発行手数料は，５００円）  なお，有効期間前に手続きをしないと  登はんできなくなります。有効期間内  手続き中は証明書のコピーを持参すれ  ば使用できます。 | ３　証明書の更新をする場合は，3年  間の有効期間内に証明書に１，０００  円を添えて茨城県山岳連盟事務局まで  送付してください。（紛失時の再発行手  数料は，５００円）  なお，有効期間前に手続きをしないと  登はんできなくなります。有効期間内  手続き中は証明書のコピーを持参すれ  ば使用できます。また，６年以上更新  を行わなかった場合は，資格を喪失し  ます。 |
| 2 | 注意事項の変更箇所(2) | ４　紛失または，有効期間を過ぎた更新の場合は，認定年月日または，最後に更新した日に遡って発行になるので，有効期間には十分に注意してください。 | ４　紛失または，有効期間を過ぎても資格喪失前は更新を受け付けますが、認定年月日または，最後に更新した日に遡って発行になるので，有効期間には十分に注意してください。 |
| 3 | 変更時期 |  | ２０２４年１月以降 |
| 4 | 変更理由 | 現状では、更新日に遡って料金を支払うと無期限に証明書を発行することができる。長期更新をしなかった者が，継続してクライミングをおこなっているとは考え難く，登はん及びビレイ技術の低下，安全面での不安があり十分な技術，知識があると認定できない。安全面を考慮して資格に有効期間を設けるもの。 | |